

令和7年第1回鶴ヶ島市農業委員会総会議事録

開催日・場所	令和7年1月27日(月) 鶴ヶ島市農業交流センター 研修室			
開会時刻	午前 9時57分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之	
閉会時刻	午前10時41分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之	
議長	会長 町田 弘之			
委員の出席状況				
農業委員			農地利用最適化推進委員	
議席番号	氏名	出欠席	氏名	出欠席
1	沼田 富子	出席	高沢 健二	出席
2	岡野 とし子	出席	小川 清志	出席
3	比留間 正道	出席	吉澤 弘次	出席
4	須藤 良春	欠席	新井 一三	出席
5	町田 弘之	出席	瀧島 誠	出席
6	沼倉 裕之	出席		
7	小川 佐智恵	出席		
8	長谷川 正博	出席		
9	新井 正美	出席		
総会に出席を求めた者			事務局の出席状況	
産業振興課 主査 田中 正三			職名	氏名
			事務局長	玉木 亨
			次長	遠藤 俊一
			主任	岩波 圭介
議事の日程				
日程第1	議事録署名委員の指名について			
日程第2	議案第1号 農地法第3条の規定による許可について			
日程第3	議案第2号 農用地利用集積計画の決定について			
日程第4	議案第3号 農用地利用集積等促進計画について			
日程第5	議案第4号 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の策定に対する意見具申について			
日程第6	報告第1号 報告事項について			
日程第7	その他			
議事(担当)		内容		
開会	議長	<p>農業委員9名中8名が出席し、法に定める定足数に達しており本総会は成立します。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員5名中5名が出席しております。</p> <p>これより令和7年第1回農業委員会総会を開会します。</p>		

っています。

収穫した米は自家消費のほか、米店にも販売しています。
野菜類は近隣の方々に販売しています。

この度、所有する農地のうち、隣接する、大字藤金字橋上
4 2 3 番 4 及び 4 2 6 番 1 の所有者の営農の効率化・拡大の
ために農地法第 3 条に基づき譲渡することとなりました。

一方で、一部を譲渡する場所において現在の営農状況を維持
するためには、譲渡する農地と同等程度の面積が新たに必要
となります。そのため、隣接する本申請地の所有者に相談
したところ、農地法第 3 条の申請が許可になるのであれば、
所有権を移転してもよいとの話を得たとのことです。

本申請地であれば、譲渡する農地と同程度の面積を確保す
ることができ、所有する農地と一体的に利用することで整形
地にもなるため、営農の効率化にもつながると考え、本申請
に至ったとのことです。

議長

次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員

1 番について報告します。
譲受人に、確認した内容を報告します。
本申請内容に間違いがないことを確認しました。
申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
2 番について報告します。
譲受人に、確認した内容を報告します。
本申請内容に間違いがないことを確認しました。
申請の理由は、事務局の説明のとおりです。

議長

担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員

1 番について報告します。
譲渡人に確認した内容を報告します。
本申請内容に間違いがないことを確認しました。
申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
2 番について報告します。
譲渡人に確認した内容を報告します。
本申請内容に間違いがないことを確認しました。
申請の理由は、事務局の説明のとおりです。

議長

出席委員からの質問、意見等を求めます。
質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

農業委員

本件の 1 番と 2 番は農地の交換ということか。

事務局

申請上は双方ともに所有権移転となっています。売買価格

	<p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>については0円と記載されているため、実質的に農地の交換がなされるものと事務局では認識しています。</p> <p>その他質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>特段ないようですので質疑を終了し、1番と2番について、順次採決を行います。</p> <p>1番について、「許可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員のため、本件は、「許可」とすることに決定しました。</p> <p>次に2番について、「許可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員のため、本件は、「許可」とすることに決定しました。</p>
<p>日程第3</p>	<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>議案第2号 「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>1番と2番については関連がありますので、一括して事務局より説明願います。</p> <p>議案書をもとに、説明します。</p> <p>申請地は、大字三ツ木地内の鶴ヶ島市中央図書館の南約250メートルに位置する第2種農地で、農業振興地域の農用地に指定されていましたが、令和6年4月24日に除外されています。</p> <p>申請地1番については、面積は、1筆の一部で705㎡。</p> <p>申請地2番については、面積は、4筆で2,996㎡となっています。</p> <p>令和4年2月1日から令和7年1月31日までの3年間、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく利用権が設定されています。</p> <p>ここで利用権の設定期間が終了するため、引き続き利用権</p>

の設定を行うものです。期間は、令和7年2月1日から令和10年1月31日までの3年間となっています。

なお、借受人は、現在経過措置期間である旧法の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定している「全部耕作要件」「常時従事要件」などの要件を満たしていますので、特に問題は見受けられませんでした。

議長 次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員 1番及び2番の借受人に確認した内容を報告します。
内容については、事務局の説明のとおりです。

議長 担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員 1番について報告します。
貸付人に確認した内容を報告します。
内容については、事務局の説明のとおりです。
2番について報告します。
貸付人に確認した内容を報告します。
内容については、事務局の説明のとおりです。

議長 出席委員からの質問、意見等を求めます。
質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

(質問・意見なし)

議長 特段ないようですので質疑を終了し、1番と2番について、順次採決を行います。
1番について、「可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員のため、本件は、「可」とすることに決定しました。

議長 次に2番について、「可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員のため、本件は、「可」とすることに決定しました。

日程第4	議長	<p>議案第3号 「農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
	事務局	<p>議案書をもとに、説明します。 本件につきましては、農地中間管理機構が、転借人（耕作者）へ転貸するものです。 申請地は、鶴ヶ島市中央図書館の東約180メートルに位置する第1種農地で、農業振興地域内であり、当初から農用地の指定はされていません。面積は2筆で2,597㎡となっています。 現在、隣接する農地にてねぎの栽培を行っており、営農規模拡大のため、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく使用貸借の設定を行うものです。期間は、令和7年5月1日から令和10年4月30日までの3年間となっています。 なお、転借人（耕作者）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定している「全部耕作要件」「常時従事要件」などの要件を満たしていますので、特に問題は見受けられませんでした。</p>
	議長	<p>次に担当する農業委員から説明をお願いします。</p>
	農業委員	<p>転借人（耕作者）に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。</p>
	議長	<p>担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。</p>
	推進委員	<p>貸付人に確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。</p>
	議長	<p>出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（質問・意見なし）</p>
	議長	<p>特にないようですので、以上で質疑を終了し、採決を行います。 農業委員会としての意見を決定します。本件につきまして</p>

	<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>は、法で定める要件についての観点からの意見等はなかったと思われませんが、よろしいでしょうか。</p> <p>(同意)</p> <p>それでは、以上のことを踏まえ、本件について、「意見なし」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員のため、本件は、「意見なし」とすることに決定しました。</p>
<p>日程第5</p>	<p>議長</p> <p>担当職員</p>	<p>議案第4号</p> <p>「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の策定に対する意見具申について」を議題といたします。</p> <p>本件につきましては、市長から、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の案を策定したため、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、意見を求められているものです。</p> <p>なお、意見につきましては、協議の場の結果を踏まえた内容になっているか等の観点からお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、担当職員より説明をお願いします。</p> <p>「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の策定に対する意見具申について」、地域計画案の説明をさせていただきます。</p> <p>地域計画案については、公告する前に関係機関から意見を聴取することになっています。関係機関の一つに農業委員会も含まれています。</p> <p>今回の地域計画の案は2地域あります。</p> <p>人・農地プランでは、3地域ありましたが、「町屋・上新田・中新田地域」については、協議の場において、参加者からは、地域計画の策定の必要性、メリットも見出せないという意見が多かったため、今回は地域計画の策定を見送ることとなりました。</p> <p>それでは、資料について説明いたします。</p> <p>資料は、国指定の様式に基づき作成しており、地域計画案と目標地図案となります。</p> <p>最初に、高倉・脚折・下新田地域について説明します。</p> <p>この地域の範囲設定の考え方は、高倉のほ場整備実施済地区と、国の補助金を受給している多面的機能支払交付金の対象農地の範囲を基本としました。</p> <p>また、国の補助金を今後を受給する見込みがあると回答を</p>

いただいている「認定農業者」が耕作している農地も、地域計画の「農業を担う者」に位置付け、今後不利益が生じないように、土地所有者から同意を得て範囲としました。

目標地図案中の、「農業を担う者」として、現在、耕作している「農業法人」、「集落営農組織」、「認定農業者」の3者を、それぞれの色で着色しています。

また、「農業を担う者」が今は決まっていない農地は、「今後検討」としています。

策定年月日は、令和7年3月31日にする予定です。

目標年度は、本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」と同年度とすることとなっているため、令和15年度となります。

地域名は、「人・農地プラン」と同一とすることになっています。

区域内の農用地等の面積は、今回の設定面積の14.1haです。

現状の集積率は、全体14.1haに対して、3者の「農業法人」や「集落営農組織」、「認定農業者」の耕作面積合計の7.1haの割合で、50.4%となっています。

将来の目標とする集積率ですが、約10%を上げる目標として、60%としました。

次に、三ツ木・太田ヶ谷・藤金・上広谷・五味ヶ谷地域について説明します。

この地域は、過去にはほ場整備として、三ツ木の土地改良区や太田ヶ谷土地改良区がありました。三ツ木の土地改良区は大半が、南西部第一期土地区画整理地区に編入され、太田ヶ谷の土地改良区の一部も、鶴ヶ島市運動公園区域に編入されています。

現在は、高倉地域のほ場整備地区のように、きれいに残っている地域がほとんどありません。

このため、地域計画の範囲は、鶴ヶ島市運動公園の北側で就農している「新規就農者」の耕作エリアのみに限定しました。

現在、国からの新規就農者の経営開始型の2年目の補助金を受給しています。令和7年度まで受給資格があるため、地域計画の「農業を担う者」に位置付けされないと補助金の受給資格がなくなり、不利益となってしまうため、地域計画の「農業を担う者」に位置付け計画を策定しました。

地域名は、「人・農地プラン」と同一とすることになっていて、「三ツ木・太田ヶ谷・藤金・上広谷・五味ヶ谷地域」となります。

区域内の農用地等の面積は設定面積の0.4haです。

議長

出席委員からの質問、意見等を求めます。

質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

	農業委員	今後、改めて協議の場を開催する場合、目標地図の区域内のすべての所有者が出席するようなのか。
	関係職員	農林水産省主催の説明会が近日開催されるので、詳細について確認をする予定です。例えば市のホームページにおいて意見を聴取するなど、関係者の負担を軽減する方法で、協議の場の開催が可能であるか等、本市の対応について検討していきたい。
	推進委員	地域計画区域内において、例えば自己用住宅を建てたい場合、農地転用は可能なのか。
	関係職員	農地転用につきましては、許可の必要性が認められれば、地域計画を変更した後に申請手続きを進めることとなります。
	議長	その他質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
		(質問・意見なし)
	議長	特段ないようですので質疑を終了し、本件に対する農業委員会としての意見を決定します。 本件につきましては、一般的な質問、意見等はありませんでしたが、農業経営基盤強化促進法第19条第6項における、農業委員会に確認する事項についての観点からの意見等はなかったと思われませんが、よろしいでしょうか。
		(意見なし)
	議長	それでは、本件について、「意見なし」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。
		(挙手全員)
	議長	挙手全員のため、本件は、「意見なし」とすることに決定しました。
日程第6	議長	報告第1号「報告事項について」を議題といたします。 事務局より、説明（報告）をお願いします。
	事務局	議案書をもとに、説明（報告）します。 ・農地法第2章第1節の許可及び不許可の状況 令和6年第12回総会における審議案件 2件 ・農地法第5条の規定による許可の取消申出について1件

		<ul style="list-style-type: none"> ・農地法第4条の転用届出専決処分 2件 ・農地法第5条の転用届出専決処分 1件 ・農地法施行規則第29条第1号に基づく届出 なし ・農地改良等に係る届出 なし ・諸証明の発行 なし
	議長	<p>出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(質問・意見等なし)</p>
	議長	<p>特段ないので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「承認」することに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(挙手全員)</p>
	議長	<p>挙手全員のため、「承認」することに決定しました。</p>
日程第7	議長 事務局	<p>その他について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>特にありません。</p>
議事録の署名	議長 事務局	<p>それでは、事務局より、議事録の報告をお願いします。</p> <p>本日の総会議事録を読み上げ、報告を行い、議事録の署名を求めます。 議長及び議事録署名委員(2名)の3名が署名する。</p>
閉会	議長	<p>以上をもって、令和7年第1回農業委員会総会を閉会します。</p>